

令和2年度 第1回 宮城県渋滞対策連絡協議会

日時：令和2年8月6日(木)
14時00分～

会場：TKP ガーデンシティ仙台
30階ホール 30B

次第

1. 開会
2. 会長挨拶
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所長
3. 議題
 - 1) 宮城県渋滞対策連絡協議会のこれまでと新たな取組み …資料-1
 - 2) 主要渋滞箇所の交通状況モニタリング …資料-2
 - 3) 観光地、大規模施設、イベント等の交通状況モニタリング …資料-3
 - 4) 関係者が連携した渋滞対策等の検討 …資料-4
 - 5) 最近の話題提供 …資料-5
4. 講演(渋滞対策に関連する最新技術等)
 - 1) 新たな交差点構造と制御ーAlternative Intersectionsー
横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 田中准教授
 - 2) 携帯電話位置情報ビッグデータの概要と活用の可能性
KDDI(株) パーソナル事業本部 パートナービジネス開発部
 - 3) 画像認識型交通量観測装置と事象検知、ファイバセンサとAIを活用した交通状況モニタリング技術のご紹介
日本電気(株) 第一都市インフラソリューション事業部
 - 4) ETC2.0 プローブデータを活用したボトルネック指数によるボトルネック把握手法
国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路研究室
5. 閉会

令和2年度 宮城県渋滞対策連絡協議会

委員名簿 兼 第1回協議会出欠名簿

	機関名	役職	出欠
会長	東北地方整備局	仙台海川国道事務所長	出席
委員	東北運輸局	交通政策部 交通企画課長	出席
委員	東北運輸局	自動車交通部 旅客第一課長	出席
委員	東北運輸局	宮城運輸支局 首席運輸企画専門官	出席
委員	東北地方整備局	企画部 広域計画課長	欠席
委員	東北地方整備局	道路部 道路計画第一課長	欠席
委員	東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長	出席
委員	東北地方整備局	道路部 地域道路課長	出席
委員	東北地方整備局	道路部 交通対策課長	欠席
委員	東日本高速道路(株) 東北支社	管理事業部 交通技術課長	出席
委員	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	BRT計画課長	出席
委員	宮城県警察本部	交通規制課長	出席
委員	宮城県 土木部	道路課長	出席
委員	宮城県 土木部	都市計画課長	出席(代理)
委員	仙台市 都市整備局	総合交通政策部長	出席
委員	仙台市 建設局	道路部長	出席
委員	石巻市	建設部長	欠席
委員	塩竈市	建設部長	欠席
委員	気仙沼市	建設部長	出席(Web)
委員	白石市	建設部長	出席
委員	名取市	建設部長	出席(代理)
委員	多賀城市	建設部長	出席(代理・Web)
委員	岩沼市	建設部長	欠席
委員	登米市	建設部長	出席(代理)
委員	栗原市	建設部長	出席(代理)
委員	東松島市	建設部長	出席
委員	大崎市	建設部長	出席(代理)
委員	富谷市	建設部長	出席
委員	蔵王町	建設課長	出席(Web)
委員	大河原町	地域整備課長	出席
委員	村田町	建設課長	出席
委員	柴田町	都市建設課長	出席(代理)
委員	亘理町	都市建設課長	出席
委員	山元町	建設課長	出席
委員	松島町	建設課長	出席
委員	七ヶ浜町	建設課長	欠席
委員	利府町	都市整備課長	出席(代理)
委員	大和町	都市建設課長	出席(代理)
委員	大衡村	都市建設課長	出席(代理)
委員	加美町	建設課長	出席
委員	涌谷町	建設課長	出席
委員	美里町	建設課長	欠席
委員	南三陸町	建設課長	欠席
委員	公益社団法人 宮城県トラック協会	専務理事	出席(代理)
委員	公益社団法人 宮城県バス協会	専務理事	出席
委員	一般社団法人 宮城県タクシー協会	専務理事	出席

宮城県渋滞対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「宮城県渋滞対策連絡協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮城県内における慢性的渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について検討、協議を行う。

- (1) 渋滞実態の把握、分析
- (2) 渋滞対策に関する施策の検討
- (3) 渋滞対策に関する整備計画の策定
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、宮城県、仙台市、宮城県警察本部、関係する市町村及び会長が認める機関の職員により構成する。

(協議会)

- 第5条
1. 協議会には会長を置き、会長は国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長とする。
 2. 会長は、協議会を統括し協議会を招集する。
 3. 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
 4. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて会長が指名するものを委員として参加させることができる。

(部会)

第6条 会長は協議会の目的達成のため、必要に応じ部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。
事務局は、国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所調査第二課、及び宮城県土木部 道路課、同県同部 都市計画課、仙台市都市整備局 総合交通政策部 交通政策課、同市同局同部 公共交通推進課、同市 建設局道路部 道路計画課に置く。

付則 この規約は、平成 5年 6月16日から施行する。

- 平成 6年 9月12日改正
- 平成 9年11月 6日改正
- 平成11年 7月30日改正
- 平成14年 2月 7日改正
- 平成17年11月18日改正
- 平成21年12月17日改正
- 平成29年 8月24日改正
- 令和元年 8月 2日改正